

現行（平成 29 年 6 月 27 日）	改訂案（平成 30 年 7 月 31 日）	備考
<p style="text-align: center;">日高振興局河川減災対策協議会規約</p> <p>（名 称） 第 1 条 本会は、日高振興局 河川減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目 的） 第 2 条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、厚別川水系外 19 水系（別表 1 に掲げる水系）における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の実施事項） 第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 （3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 （4）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>（組 織） 第 4 条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。 （1）日高振興局 （2）室蘭開発建設部 （3）室蘭地方气象台 （4）北海道警察本部 （5）関係警察署 （6）関係市町村 （7）関係消防本部 2 協議会に幹事会を置く。</p>	<p style="text-align: center;">日高振興局河川減災対策協議会規約</p> <p>（設 置） 第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「日高振興局 河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（目 的） 第 2 条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、別表 1 に掲げる 19 水系における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の対象河川） 第 3 条 この協議会は、日高振興局管内河川のうち別表 1 に掲げる水系における二級河川を対象とする。</p> <p>（協議会の実施事項） 第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 （3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 （4）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>（組 織） 第 5 条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。 （1）日高振興局 （2）室蘭開発建設部 （3）室蘭地方气象台 （4）北海道警察本部 （5）関係警察署 （6）関係市町村 （7）関係消防本部 2 協議会に幹事会を置く。</p>	<p>※備考に記載のない条文改訂はすべて（国水政第 13 号、国水河計第 13 号、国水環第 20 号、国水治第 26 号、国水防第 52 号 平成 29 年 6 月 19 日 水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について）の協議会規約の記載例に基づく改訂である。</p>

<p>(役員)</p> <p>第5条 協議会には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 日高振興局長</p> <p>(2) 幹事長 1名 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課長</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。</p> <p>(協議会の構成)</p> <p>第7条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。</p> <p>(幹事長)</p> <p>第8条 幹事長は、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第9条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 協議会及び幹事会の事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、平成29年6月27日から施行する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 協議会には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 日高振興局長</p> <p>(2) 幹事長 1名 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課長</p> <p>(会長)</p> <p>第7条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。</p> <p>(協議会の構成)</p> <p>第8条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。</p> <p>(幹事長)</p> <p>第9条 幹事長は、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第10条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。</p> <p>2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第11条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第12条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 協議会及び幹事会の事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会が決定する。</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、平成29年6月27日から施行する。</p> <p>平成30年7月31日一部改訂(案)</p>	<p>※改訂年月日に修正</p>
---	--	------------------

別表1 日高振興局 河川減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
布 辻 川	新ひだか町
捫 別 川	新ひだか町
静 内 川	新ひだか町
真 沼 津 川	新ひだか町
新 冠 川	新冠町
厚 別 川	新冠町（・日高町）
猿 留 川	えりも町
歌 別 川	えりも町
幌 満 川	様似町
様 似 川	様似町
海 辺 川	様似町
日 高 幌 別 川	浦河町
赤 川	浦河町
乳 呑 川	浦河町
向 別 川	浦河町
絵 笛 川	浦河町
元 浦 川	浦河町
ケ リ マ イ 川	新ひだか町
三 石 川	新ひだか町

別表1 日高振興局 河川減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
布 辻 川	新ひだか町
捫 別 川	新ひだか町
静 内 川	新ひだか町
真 沼 津 川	新ひだか町
新 冠 川	新冠町
厚 別 川	新冠町（・日高町）
猿 留 川	えりも町
歌 別 川	えりも町
幌 満 川	様似町
様 似 川	様似町
海 辺 川	様似町
日 高 幌 別 川	浦河町
赤 川	浦河町
乳 呑 川	浦河町
向 別 川	浦河町
絵 笛 川	浦河町
元 浦 川	浦河町
ケ リ マ イ 川	新ひだか町
三 石 川	新ひだか町

別表2 日高振興局 河川減災対策協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
日高振興局	局長〔会長〕 副局長（建設管理部担当）
室蘭開発建設部	部長
室蘭地方気象台	台長
北海道警察本部	警備部長
浦河警察署	署長
静内警察署	署長
新ひだか町	町長
新冠町	町長
えりも町	町長
様似町	町長
浦河町	町長
日高中部消防組合	消防長
日高東部消防組合	消防長

別表2 日高振興局 河川減災対策協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
日高振興局	局長〔会長〕 副局長（建設管理部担当）
室蘭開発建設部	部長
室蘭地方気象台	台長
北海道警察本部	警備部長
浦河警察署	署長
静内警察署	署長
新ひだか町	町長
新冠町	町長
えりも町	町長
様似町	町長
浦河町	町長
日高中部消防組合	消防長
日高東部消防組合	消防長

別表3 日高振興局 河川減災対策協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	室蘭建設管理部 維持管理課長、地域調整課長、治水課長
日高振興局	地域創生部主幹（社会資本） 地域政策課主幹
室蘭開発建設部	治水課長、防災対策官
室蘭地方气象台	防災管理官
北海道警察本部	警備課長
浦河警察署	警備係長
静内警察署	警備係長
新ひだか町	総務課長
新冠町	総務課長
えりも町	企画課長
様似町	総務課長
浦河町	総務課 危機管理室室長
日高中部消防組合	警防課長
日高東部消防組合	予防課長

別表3 日高振興局 河川減災対策協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	室蘭建設管理部 維持管理課長、地域調整課長、治水課長
日高振興局	地域創生部主幹（社会資本） 地域政策課主幹
室蘭開発建設部	治水課長、防災対策官
室蘭地方气象台	防災管理官
北海道警察本部	警備課長
浦河警察署	警備係長
静内警察署	警備係長
新ひだか町	総務課長
新冠町	総務課長
えりも町	企画課長
様似町	総務課長
浦河町	総務課 危機管理室室長
日高中部消防組合	警防課長
日高東部消防組合	消防課長